

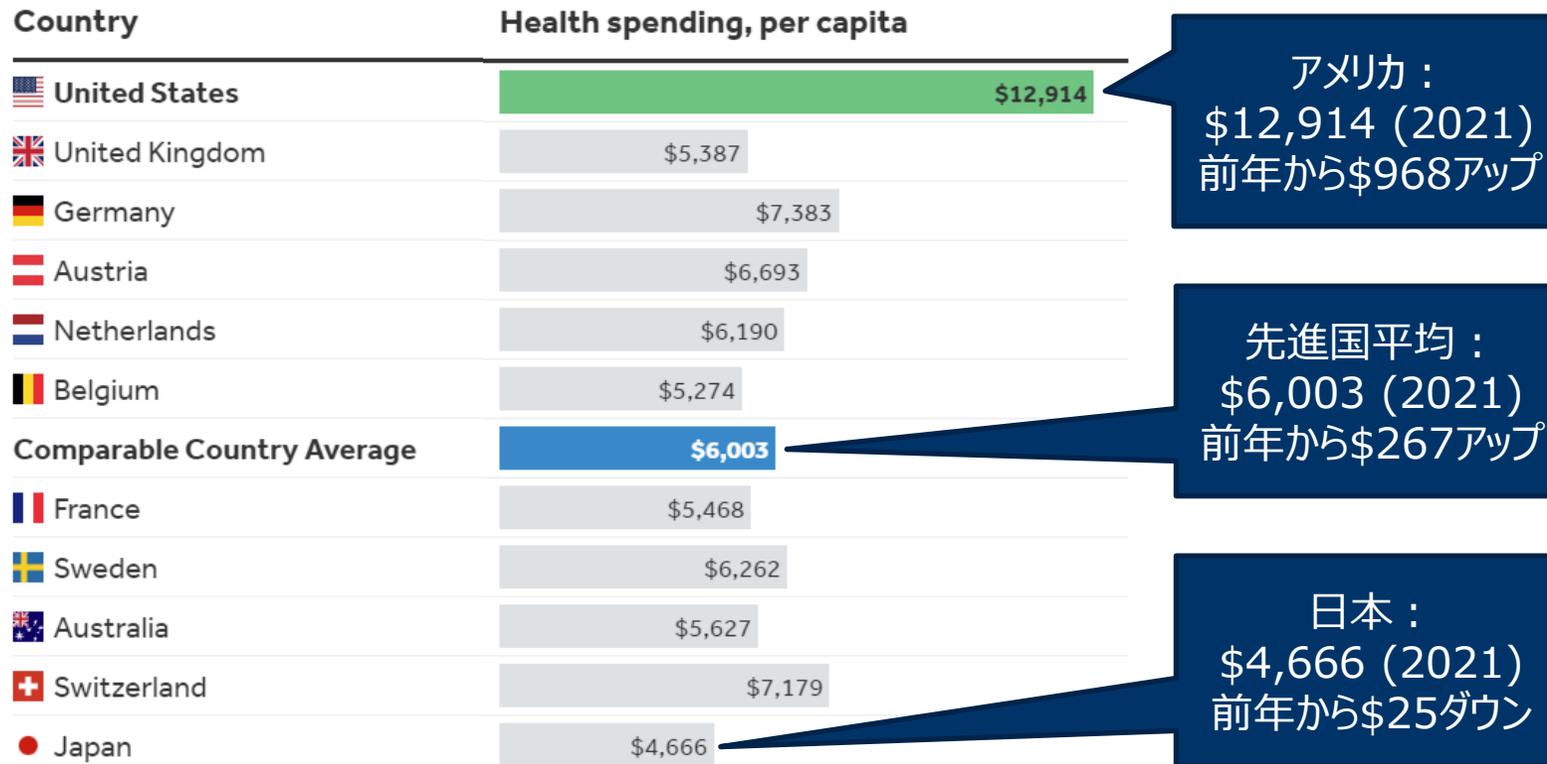
米国の医療保険制度について

米国医療保険の背景

米国医療保険の背景

アメリカは、世界的に見ても医療費が高い

国民一人当たりの年間医療費比較 (2021年)



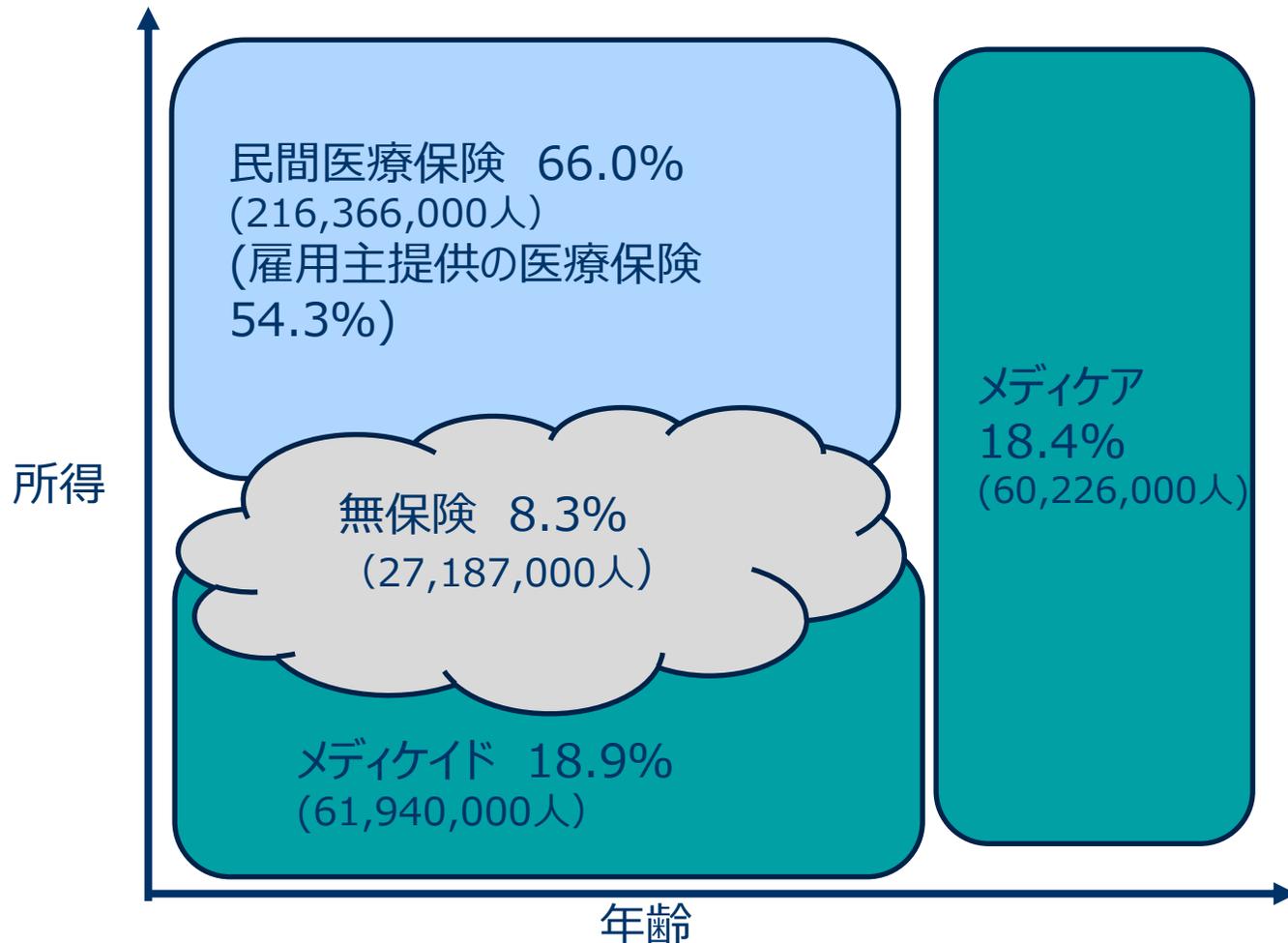
なぜ医療費が高いのか？

- 自由な診療価格設定
- 高い肥満率 (BMI > 40) アメリカ:42.4%、日本:4%
- 健康に対する意識の格差
- 医療過誤訴訟が多発
- 新医療・処方箋の開発
- 無保険者の医療費カバー

出典: Kaiser Family Foundation analysis of [CDC](#), [OECD](#), [Japanese Ministry of Health, Labour, and Welfare](#), [Australian Bureau of Statistics](#), and [UK Office for Health Improvement and Disparities](#) data

米国医療保険の背景

アメリカにおける医療保険加入内訳



出典: U.S. Census Bureau 2021

アメリカの医療保険環境の特徴

- 雇用主を通じて保険加入する割合が半数以上（54.3%）
- 2010年に発足したAffordable Care Act（ACA 通称オバマケア）は公的保険ではなく、民間保険会社が提供
- 約3千100万人がACAを通じて保険付保
- 無保険者の割合は2013年13.3%から2021年8.3%へ減少
- 医療保険加入は通常、一年に一度決められた時期に行う
- 通常の医療保険では歯科や眼科はカバーされないため、別途、歯科保険、眼科保険への加入が必要

米国医療保険のタイプと仕組み

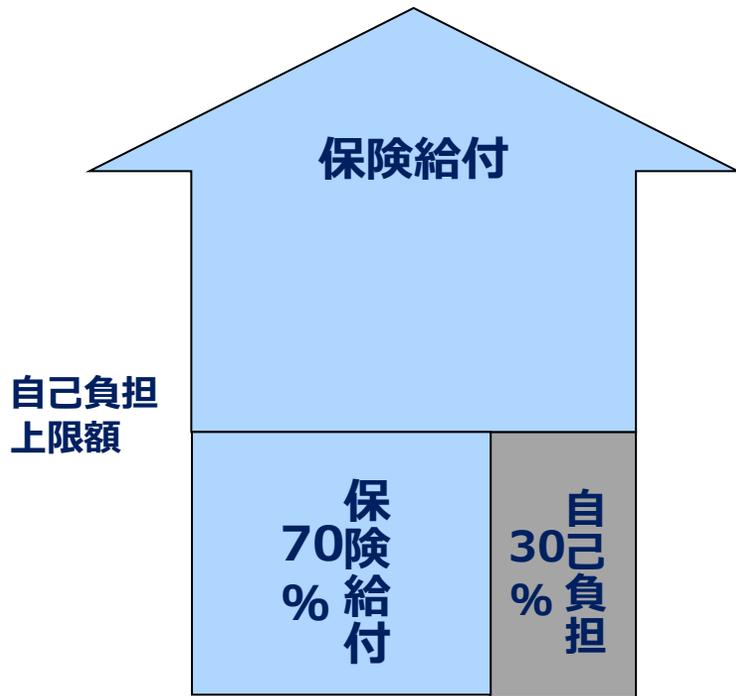
一般的な米国医療保険タイプの比較

	PPO Preferred Provider Organization	HDHP High Deductible Health Plan	HMO Health Maintenance Organization
プラン概要	主治医は不要で保険会社が指定するネットワーク外（Out of Network）の加盟医師・病院でも利用が可能。	主治医は不要で保険会社が指定するネットワーク外（Out of Network）の加盟医師・病院でも利用が可能。免責額が高い。	主治医を必要とし、保険会社が指定するネットワーク加盟医師・病院を（In-Network）のみ利用が可能。
主治医 (Primary Care Physician)	不要。専門医にも主治医からの紹介は不要。ただし主治医がいた方が治療がスムーズにいく場合が多い。	不要。専門医にも主治医からの紹介は不要。ただし主治医がいた方が治療がスムーズにいく場合が多い。	必要。専門医にかかる際には主治医からの紹介が必要。
Co-Pay	通常、診察を受けるたびに数十ドルずつ医療機関へ直接支払う。	通常、診察を受ける際にCo-pay支払い義務はなく、診察後に医療機関からの請求書を受け取り支払う。	通常、診察を受けるたびに数十ドルずつ医療機関へ直接支払う。
免責額	あり。通常HDHPより低い免責額。	免責額が高く設定されている。IRSルールにより最低免責額が設定。（\$1,500/個人; \$3,000/家族）	通常は無し、もしくは非常に低く設定。
保険料	通常PPOプランはHDHP、HMOより保険料が高い。	免責額が高いため、通常保険料は低めに設定。	比較的低い保険料。

医療保険タイプの概念比較 (日本 vs. 米国)

日本

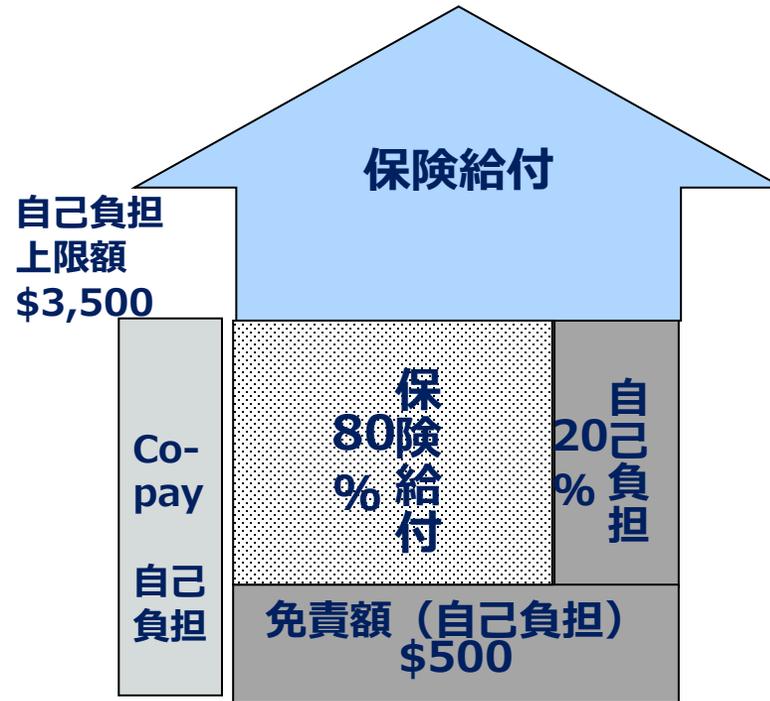
日本国民健康保険



- 自己負担上限額は個人の年齢や収入により変動
- 医療ネットワーク概念なし

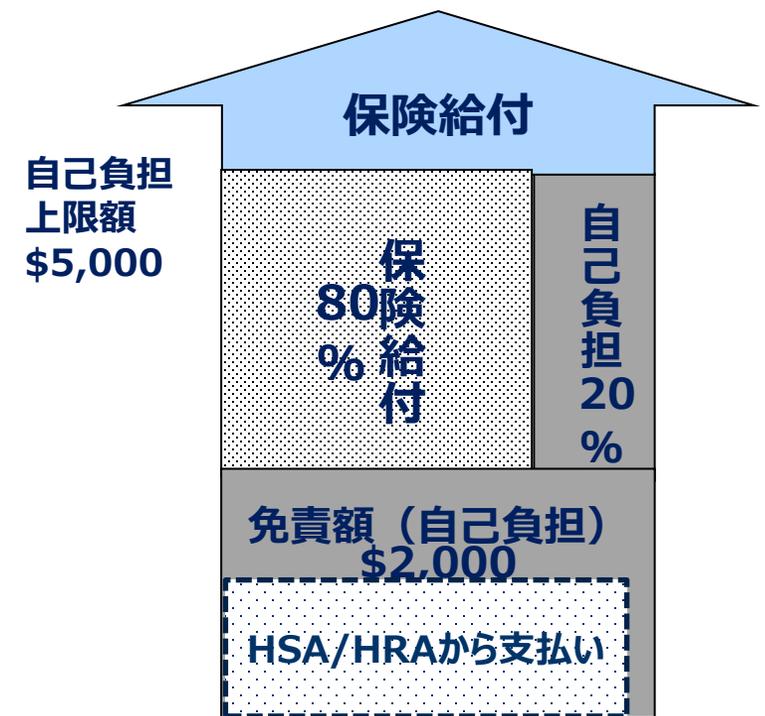
アメリカ

PPO (例)



- 自己負担上限額は保険プランにより異なる。
- 医療ネットワーク内(In-Network)の方がネットワーク外 (Out-of-Network)より個人負担が低い
- プランによりCo-payは自己負担上限額にカウントされる場合あり

HDHP (例)

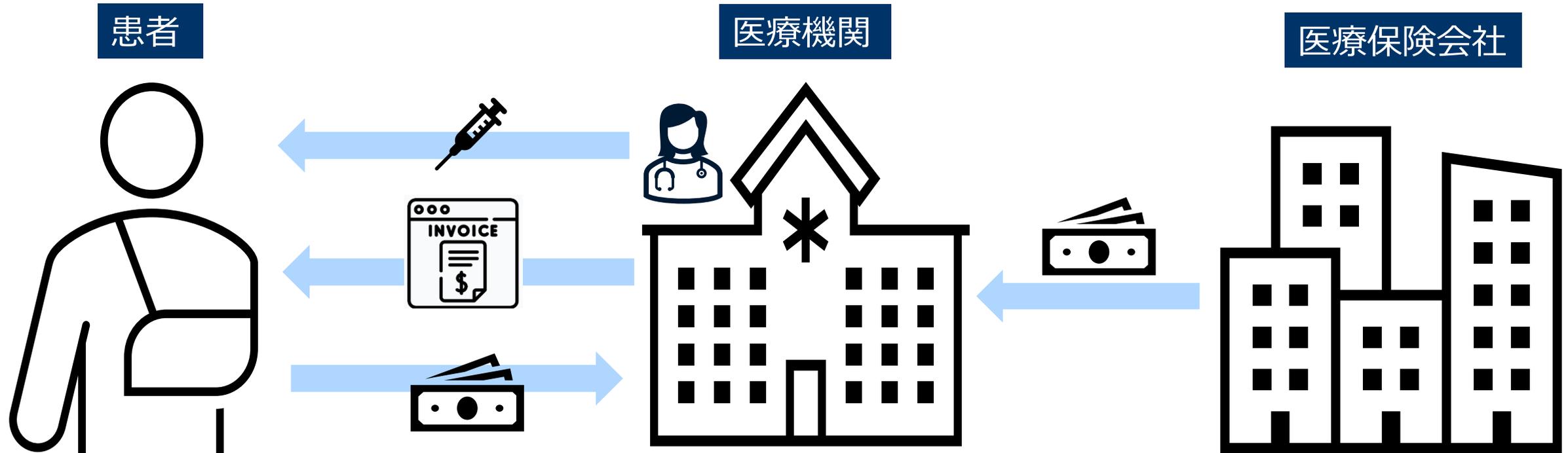


- 免責額が高く設定され、一部は非課税貯蓄口座 (HSA/HRA)から支払い可能
- 医療ネットワーク内(In-Network)の方がネットワーク外 (Out-of-Network)より個人負担が低い。

医療保険を選ぶ際に考慮する点

- 保険料 (Premium)
 - 雇用先を通して医療保険加入の場合、一定額が給与から自動的に天引きされる。
 - 扶養家族も含めて加入する場合は、個人のみで加入する場合よりも保険料は高くなる。
- 免責額 (Deductible)
 - 保険会社が医療機関へ支払いが発生するまで、免責額部分は患者負担し医療機関へ直接支払う。
 - 免責額が高く設定されていれば、保険料は低くなる。
- 年間自己負担額上限 (Out of Pocket Maximum)
 - 1年間で自己負担額の上限が設定され、その額を超過した部分は全て保険会社が支払う。
 - 保険プランによっては免責額を達成した後も、年間負担上限額までは医療費の一部を負担する必要がある。
- 医療ネットワーク
 - 主治医や、既に利用している医療機関が医療ネットワークに加入(In-Network)しているかの確認。
 - 入っていない場合は、ネットワーク外 (Out of Network) の受診もカバーされるか確認。
- 自分の健康状態
 - 持病持ちや、妊娠、出産など予定している場合など、受診頻度が高い場合は、保険料が高くても免責額が低く、年間自己負担上限額が低い保険プランを選択したほうが結果的に総合自己負担が低くなる可能性大。

医療保険利用の仕組み概要



- HMO、PPOプランは、通常受診の際に患者がCo-payを医療機関へ支払う。
- 医療機関から保険会社へ医療費を請求した上で、保険付保該当部分は保険会社が医療機関へ直接支払う。
- 保険会社から治療内容や費用が記載された保険給付説明書（Explanation of Benefits - EOB）が患者へ発行される。不明点があれば保険会社へ連絡し交渉、確認。
- 保険でカバーされない部分は後日医療機関から患者へ請求書が届く。
- 請求書に間違いがないか確認し、不明点があれば医療機関の会計担当へ連絡し、確認した上で支払う。

米国医療保険利用時の留意点

医療保険利用の際の留意点：健康診断・予防治療編

- 保険でカバーされる健康診断
 - 通常、一年に一回行い「Annual Physical Exam」と呼ばれる。予防医療として保険が全てカバーされ、免責額も免除されることがほとんど。Co-payも通常支払う必要なし。
 - 身長、体重、血圧、尿、血液検査を行う。
 - 一年に一度のタイミングが厳しい場合が多く、前回の健康診断日から365日以内に次の健康診断が行われると、保険が全く効かないケースがあるので注意が必要。
 - 健康診断の際に、何か治療や処方箋が必要となるような症状があると、その部分は普通の診察とみなされ、通常診察料が請求されるため、保険の免責額部分であれば自分で支払う必要がある。
- 人間ドック
 - アメリカの通常健康診断では、日本のような胃カメラ、胸部X線、心電図を取るような検査は行わない。
 - 医療上必要がないと判断される検査は、保険が効かないため全て自己負担となる。
 - 保険会社の中では、海外からの駐在員用にExecutive Health Checkup もカバーする保険商品を出している会社もある。
- 予防接種
 - インフルエンザ、破傷風などの一般的な予防接種は自己負担ゼロで保険がカバーするケースが大半。
 - 海外旅行に行く際に必要となる特殊な予防接種（黄熱病など）は、保険が効かない場合もあるので注意が必要。

医療保険利用の際の留意点：妊娠、出産編

- 病院の選択
 - 個人経営の産婦人科医でも、入院設備が整った大型総合病院と提携。分娩は病院で行う。
 - 通常の超音波検診や血液検査は一般の産婦人科医で行われても、検査によっては大型病院で行われる場合もある。
 - 産婦人科医とその医者が提携している病院が、加入している医療保険の医療ネットワーク内であり、妊婦検査また分娩も保険でカバーされているか確認が必要。
- 妊婦検診
 - 妊娠初期と中期において毎月行われる検診は通常保険カバーが効く。
 - 超音波検診も、一定回数までと、何か異常やリスクが高いと医師が判断する際には保険でカバーが一般的だが、保険会社が不必要と判断されてしまうとカバーされない場合もあるので、事前に確認が必要。
 - 染色体異常を調べる出生前診断の一つである血液検査は、高齢出産等リスクが高い場合のみ保険が効く場合がある。保険が効かない場合は血液検査だけで\$2,000 前後するケースもあり注意が必要。
- 分娩
 - 総合病院での分娩となり、通常保険でほぼカバーされる。
 - もし陣痛が起きた際に救急車を呼んだ場合は、別途費用が発生し、保険で全てカバーされない場合もある。
 - 入院の際は、今は個室がほとんどだが、大部屋から個室を希望すると一泊\$500前後 自分で支払う。
 - 自然分娩の場合は出産後、4 - 8 時間、帝王切開の場合は3 - 5 日で退院。

医療保険利用の際の留意点：妊娠、出産 続編

- 不妊治療
 - 医療保険の一部として不妊治療もカバーされる場合もあり、通常 \$2万～\$3万ドルの医療費を保険で負担。
 - TX州はじめ19州では医療保険会社は不妊治療（体外受精）費用を負担するよう法律で義務付けされているが、雇用先の判断により（自家保険、宗教上の理由等）不妊治療保険カバーを提供しなくても許される。
- 新生児検診
 - 出産したら速やかに保険会社へ子供の名前、生年月日、性別を連絡する。数週間後にSocial Security Numberが発行されたら、SSNも保険会社へ連絡。
 - 分娩した病院では、産科の医師が母親を診察し、小児科の医師も新生児の検診を行う。その際には医療機関より別々の医療費請求書が発生する可能性もある。
 - 通常、出産する前に、生まれてくる子供の小児科主治医を決めておき、前もって医療保険の情報を小児科医へ伝えておく。アメリカでは、分娩後退院した直後(生後3—5日)に小児科の医師へ新生児検診に連れていく必要がある。
 - 新生児検診は保険でカバーされるが、医療保険への連絡が遅れた場合など、一旦医療機関から医療費全額分の請求書が届くこともあり、注意が必要。
 - 新生児検診ではCDC* が定めたスケジュールに従い予防接種し、通常保険が全てカバーする。（*Center for Disease Control & Prevention）

医療保険利用の際の留意点：緊急編

- 救急車

- 医療上の理由で必要だとみなされれば、救急車に乗った際の費用の一部は保険でカバー。
- 保険無しであれば、救急車の利用費用は通常\$1,000 前後。
- 医療保険の情報を前もって伝えることが出来なかった場合、救急車を運営する会社から医療費請求書が患者へ届くが、持っている保険の情報を伝えることにより、医療上必要とみなされれば、自己負担額が減少する。

- 救急救命室（Emergency Room）

- 命にかかわるような症状（息が出来ない、大量出血、など）は24時間空いているERを利用。救急車で搬送されなくても、車やタクシーで行くことが可能。
- 通常、医療保険はER診療費用は一部カバーされるが、通常の病院に行くよりもコストが高い。
- Co-payがある場合も、ERは数百ドル支払う必要がある場合もある。

- アーjentケア診療所（Urgent Care）

- 通常の病院よりも診療時間が長く、週末や祝日でも空いている。予約は必要でない場合が多い(Walk-in)。
- 命にかかわる症状ではないが、次の日まで待てない場合や主治医と予約がすぐには取れない場合に利用。
- 数多くの医療ネットワークに加入しているクリニックが多いが、確認をし、出来るだけIn-Networkを利用すると自己負担が減る。
- 医療費やCo-payは通常の病院よりもやや高く設定されているが、ER利用ほど高くはない。

Baldwin Risk Partners (BRP) 概要

従業員数
3,300名

2022年度
収益
\$980M

成長率
123%
(2022)

2019年：NASDAQ上場

- Baldwin Risk Partners(BRP)は、様々な保険ブローカー・リスクコンサルティング会社の統括会社です。
- 本社：フロリダ州タンパ
- パートナー(子会社)ごとの専門分野を活かし、リスクマネジメント、保険、人事・福利厚生分野を中心に、お客様のニーズに合わせたソリューションをご提供致します。
- “Best Places to Work”等、数多くの表彰を受けており、従業員の意欲が高い急成長中の企業です。

Global Japanese Practice (GJP) について

- Baldwin Risk Partnersの日系部門。
- 日米の文化の違いを理解し、複雑なアメリカの保険制度、福利厚生制度や人事システムに関して、関連する法律や規制も含め、日本語でご説明致します。
- バイリンガルスタッフにより、ローカルスタッフと日本人経営層とのコミュニケーションをサポートすると共に、貴社のリスクマネジメントに貢献できるよう努めます。
- 特に日系の保険会社とは長年にわたる信頼関係を築いており、お客様にとって最適な条件とサービスを交渉させていただきます。
- テキサスに日本語バイリンガルの担当者を配置している唯一のブローカーです。(2023年5月現在)



お問い合わせ

藤田満美子 (Mamiko Fujita)

National HR Consulting and Benefits Leader

Global Japanese Practice

Mamiko.Fujita@baldwinriskpartners.com

神代孝通 (Takamichi Kojiro)

Senior Relationship Manager

Global Japanese Practice / Houston, TX

Takamichi.Kojiro@baldwinriskpartners.com

Webinar Legal Disclaimer

You are attending a webinar (“Webinar”) presented by Baldwin Risk Partners, LLC, on behalf of itself, its affiliates and/or its invited guest presenters, if any (“BRP”). The Webinar is made publicly available and is offered free of charge.

Your participation and/or attendance in this Webinar, or the receipt of any information from BRP in connection with this Webinar, is not intended to create nor does it create a broker/risk manager, legal, medical or other relationship between you and BRP. The content, including links to other sites and publications, included in this Webinar is not intended to constitute comprehensive insurance, risk management, legal or medical advice. You should seek individual advice or other professional advice before acting or relying on the content or information in this Webinar.

The information and materials provided in connection with this Webinar is provided “AS IS” with all faults. BRP does not warrant the accuracy, adequacy or completeness of the information and materials provided in connection with this Webinar and expressly disclaims liability for errors or omissions in this information and materials. Except as may be required under applicable law, no warranty of any kind implied or express, including but not limited to the warranties of non-infringement of third party rights, title in, merchantability of or fitness for a particular purpose is given.

The information and material provided in connection with this Webinar is for informational purposes only and is not intended to provide insurance, risk management, legal, medical or other advice and should not be relied upon in that regard.

Certain names, words, titles, phrases, logos, icons, graphics or designs shown or shared in connection with this webinar may constitute trade names, registered or unregistered trademarks or service marks (“Intellectual Property”) of BRP or third parties. Intellectual Property belonging to third parties are used under license. However, the display of trademarks or Intellectual Property in connection with this Webinar does not imply that a license has been granted to you or any other third party to use that Intellectual Property.

To the maximum extent permitted by law, any liability which may arise as a result of the participation or attendance in this Webinar, or with respect to its content or the information contained in it, is excluded. BRP will not be liable for any indirect, incidental, special or consequential loss arising out of participation or attendance in this Webinar, including without limitation any loss of business profits.